

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号 集 4-24	経営管理権の設定を受ける市 町村 (乙) 経営管理権を設定する森林の 森林所有者 (甲)	市 (名称) 五城町長 渡邊 彦兵衛	(所在地) 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目1-1										
		(氏名又は名称) [REDACTED]	(住所又は所在地) [REDACTED]										
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)													
番号	所 在 在	地 番	林 班	小班	地 目	面 積 ha	現 沢 樹種	現 沢 林齡	経営管理権 の始期 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権 の経営管理権に 基づいて行われる 経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭 (D) の算定方法	乙が甲にD を支払うべき 時期、相手 方及び方法	備考
1	五城町内川浅見 内字大場	146-53	23	44	山林	0.58	スギ	48	2022.4.1 (2032.03.31まで)	別添1参照	別添3参照		
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (C)						
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	五城目町内川浅見 内宇大場	146-53	23	44	山林	0.58	スギ	48					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所 (同上)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上)

五城目町長 渡邊 彦兵衛

[印]

[印]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かかる書類を添付すること。また、森林所有者が変更になった場合は、新たなる森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書き下段に2段書きにすることとする。なお、当該経営管理権集積計画の面積を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付することとともに、備考欄にその旨を記載すること。
(4) (A)欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容とし、森林簿に異なる場合は()書き下段に2段書きにすること。
(5) (B)欄は、「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理作業計画の走めるところにより設立される経営管理は、1の個別事項に定めるもののが、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を收受するどもに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対する同一の注意義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画には、経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務を求めることができる。また、乙はこの経営管理権配分計画及び当該経営管理実施権集積計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(2) 經營管理(セイヨウリョウジ)

(3) 種管官の権限と対象

当該森林に立木があるは、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

→の経営管理推進計画の公表における

乙に設定された経営管理権によ、この公

でも、その効力があるものとする。

(5) 稟税公課の負担

第1回 経営管理権の目的物に対する固

(6) 経営管理の証定簿の各項

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のように該当するに該されかにいづれかの申

ア 甲が偽り子の他不正を手段により

用於光學森林徑向推算的右

中が当該株式に係る権利を有したこと

乙は、災害その他の事由により当該

復旧を行う場合を除き、この経営管

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管

甲及び乙は、①の経営管理構造計

(2) 東洋の古文書の利用法

(1) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(10)、(15)、(16)に掲げる

著用し、他の施設を網絡された

乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施

の場合において、では、当該設置され

③ では、業者に該森林の立本が第三者に立

(8) 甲への通知
当該森林について経営管理実施権が設定され、販売収益が生じた場合、経営管理実施権者が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険

当該森林については、甲と乙または森林経営管理実施権者の協議において、森林保険に入ることができるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することができないことが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が生前又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合に連絡なく乙に申し出るものとする。

(14) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができます。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理受益権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(15) 森林の巡視

当該森林における火災の予防、病虫害及び気象害の把握等のため、必要に応じて林内路網からの目視または周辺公道その他の遠望等の方法により、当該森林の巡視を行うものとする。なお、次に掲げる事例あるいはそれに類する被害等が発生した場合には、巡視を要することとする。

- ① 異常気象等の災害あるいは周辺環境の変化等が発生したとき
- ② 当該森林の周辺において病虫害が発生したとき

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

(C) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、存続期間中に間伐または保育等の施業を、1回以上実施するものとし、生物多様性に配慮し、公益的機能を高める森林整備を行ふものとする。

木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<経営管理実施権が設定されない場合>

1. 時期

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

2. 相手方及び方法

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

